

特定施設入居者生活介護事業者の指定申請に係る事前相談取扱要領

1 目的

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第70条の規定に基づき、法第8条第11項、第8条の2第11項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第15条の規定による養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除いた特定施設（以下「特定施設」という。）における特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定に際し、事前相談の取扱いを定めることにより、法及びその他の法令等に基づく公正かつ適正な行政指導の実施と、東京都高齢者保健福祉計画に基づいた特定施設の適切な配置の実現に資することを目的とする。

2 事前相談の実施

(1) 事前相談の受付

東京都（以下「都」という。）における事前相談の受付は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく有料老人ホームについては東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課で、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づくサービス付き高齢者向け住宅の場合は、同部在宅支援課において随時行う。

(2) 計画書の提出

事前相談の計画に当たっては、事前相談計画書（別記様式1）に、下記の内容がわかる書類を添付して提出するものとする。

ア 有料老人ホーム等

(ア) 介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年12月19日厚生労働省告示第331号）に規定する付表第一号(十二)（以下「付表第一号(十二)」という。）

(イ) 市場調査書及び入居者募集計画

(ウ) 設置予定者に関する登記事項証明書及び直近の決算報告書

(エ) 施設設備に関する平面図及び設備概要

(オ) 重要事項説明書（ただし、有料老人ホームに限る。）

イ サービス付き高齢者向け住宅

(ア) 付表第一号(十二)

(イ) 事業計画書及び市場調査書

(ウ) 設置予定者に関する登記事項証明書及び直近の決算報告書

(エ) 土地登記事項証明書、土地賃貸借契約書、建物登記事項証明書及び建物賃貸借契約書（ただし、該当がある場合に限る。）

(オ) 施設設備に関する平面図及び設備概要

- (カ) 契約内容に関する事項（入居者と締結する契約書及び重要事項説明書（案）、前払い家賃の保全方法（前払い家賃を徴収する場合）、受託居宅サービス事業者との契約内容（案）及び名称等（外部サービス利用型の場合））
- (キ) 身体拘束等の適正化のための指針（案）

3 事前相談計画書の審査

都は事前相談計画書を受理した場合には、下記の点に留意し審査を行う。

(1) 計画の具体性

(2) 施設等の基準

ア 有料老人ホーム

提出された計画が、老人福祉法その他の関連法令、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針に合致しているか。

イ サービス付き高齢者向け住宅

提出された計画が、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条に規定する、サービス付き高齢者向け住宅の基準に合致しているか。

(3) 特定施設入居者生活介護事業者の指定基準

提出された計画が、下記の基準に合致しているか。

ア 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

イ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

(4) 特定施設利用定員

ア 月末に、その月に提出のあった計画書の利用定員（混合型特定施設の計画にあつては、推定利用定員）を、老人保健福祉圏域（以下、「圏域」という。）ごとに介護専用型と混合型に分けて集計する。

イ 利用定員（混合型特定施設の計画にあつては推定利用定員）の集計は、サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホーム等の計画書を併せて集計する。

ウ 各圏域ごとに、利用定員（推定利用定員）が必要定員総数に達しているかを確認する。

4 区市町村からの回答（任意）

都は、事前相談計画書にかかる回答（別記様式2）を区市町村から受理した場合には、都の運営指導に反映するものとする。

5 事前相談に係る結果の通知

事前相談に係る結果については、事前相談結果通知書（別記様式3）により行う。

6 計画内容の変更

事前相談計画書の内容に変更があった場合には、事前相談変更計画書（別記様式4）により行う。

附則

この要領は決定の日から施行し、平成18年11月1日から適用する。

附則

この要領は決定の日から施行し、平成23年10月20日から適用する。

附則（30福保高施第1447号）

この要領は決定の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附則（31福保高施第2052号）

この要領は決定の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

附則（2福保高施第1965号）

この要領は決定の日から施行し、令和3年2月10日から適用する。

附則（5福保高施第656号）

この要領は令和5年7月1日から施行する。

附則（6福祉高施第286号）

この要領は決定の日から施行する。